

みんなが「分かる」、「できる」授業づくりが求められる訳

文部科学省が令和4年12月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果から、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の6.5%、高等学校に在籍する生徒の1.3%は学習面で著しい困難を示していることが明らかとなりました。そのため、どの学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提に、全ての教員が特別支援教育に関わる理解を深め、指導方法を工夫できることが求められています。

① 北海道の現状

○ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の割合

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	全体
令和4年度	7.4%	8.8%	3.1%	0.8%	5.3%
令和3年度	6.7%	7.7%	2.7%	0.8%	4.8%
令和2年度	6.1%	6.9%	2.4%	0.9%	4.3%

※校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断された幼児児童生徒
※幼稚園は、公立幼稚園、認定こども園、調査協力のあった私立幼稚園

○ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の困難さ

	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	内容	割合	内容	割合	内容	割合	内容	割合
1位	注意集中すること	59.9%	注意集中すること	34.9%	対人関係やこだわり等があること	38.4%	対人関係やこだわり等があること	45.8%
2位	対人関係やこだわり等があること	56.0%	対人関係やこだわり等があること	34.2%	計算すること	33.5%	注意集中すること	24.1%
3位	聞くこと	38.9%	書くこと	31.6%	推論すること	33.3%	推論すること	16.9%

・令和4年度（2022年度）「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果

② 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。

・「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告（2023年3月）

分かる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は児童（生徒）にとって苦痛であり、児童（生徒）の劣等感を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となることも考えられる。教師は、児童（生徒）一人一人の特性を十分把握した上で、他の教師の助言や協力を得て、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、日ごろの学習指導を一層充実させることが大切である。

・小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（平成29年7月）